



トピックス P2～3 平成24年度 消費生活相談の概要

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

くらしの 相談窓口 から

「シェールガス開発会社」のパンフレットや権利等を 「高値で買い取る」とかかるとの電話 ～どのように対応すればよいのでしょうか？～

相

談

先日、心当たりのない業者から「シェールガスの開発会社のパンフレットが届いていないか。届いたらパンフレットを高値で買い取るので連絡してほしい」と電話がありました。「興味が無いので連絡しない」と答えて電話を切りましたが、今日、封書でシェールガス施設運用権の募集パンフレットが送付されてきました。どのように対応すればよいのでしょうか？(60代 女性)

高値で
買い取るので
連絡ください。

回

答

「シェールガス」や「メタンハイドレード」など新資源への世界的な関心の高まりを悪用し、投資を持ちかける実体のよくわからない勧誘の相談が寄せられています。

勧誘業者が、別業者のパンフレットや権利等を「高値で買い取る」などと嘘の説明を行い、消費者の利益になると誤認させ、何らかの名目でお金を支払わせようとする手口です。立場の異なる複数の人から、入れ替わり立ち替わり連絡が入ることも特徴です(劇場型勧誘)。実際に利益を得られたケースは今まで確認できていません。

相談者には同様のトラブルについて説明し、今後、権利金等の名目で振込みや現金の送付を指示

される可能性があるため、業者の話は絶対に信じず、不審な勧誘はきっぱりと断るよう助言しました。

トラブルに巻き込まれないためには、「高値で買い取る」や「高額な配当」などといった、うまい話は絶対に信用しないで毅然と断ることが大切です。過去に投資の取引経験等がある高齢者がねらわれやすいので、家族など周りの人の見守りが大切です。

万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに、身近な人や、市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。



注意喚起！ 電気ケトルによる乳幼児の熱傷に注意!

必要なときに必要な量だけ簡単・手軽にお湯が沸かせる電気ケトルが人気です。一方、電気ケトルが転倒・落下したことにより乳幼児が熱湯に触れ、熱傷を負ったという事故情報が寄せられています。乳幼児は大人と比較して体表面積が小さく、皮膚も薄いので、熱傷を負った場合には重症化しやすいとされています。事故を防ぐために、次のことに注意して使用しましょう。

- 電気ケトルの本体が転倒すると、湯注ぎ口や上ぶた周辺から湯がこぼれて熱傷を負う危険があります。電気ケトルはコンセントがある場所ではどこでも使用できる商品ですが、床の上や棚の上に置いて使用すると、乳幼児が接触し、電気ケトルが転倒するおそれがあります。熱傷防止のため、乳幼児の手の届かない場所で使用しましょう。
- お湯の量が少ない場合、電気ケトルの重量が軽く、乳幼児の力でも倒れてしまうことがあります。一方、満水目盛以上のお湯を沸かすと湯注ぎ口などから湯が噴き出しやすくなります。熱湯が入っていることを忘れずに、取扱説明書に従い注意して使用しましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。

<http://www.kokusen.go.jp/>



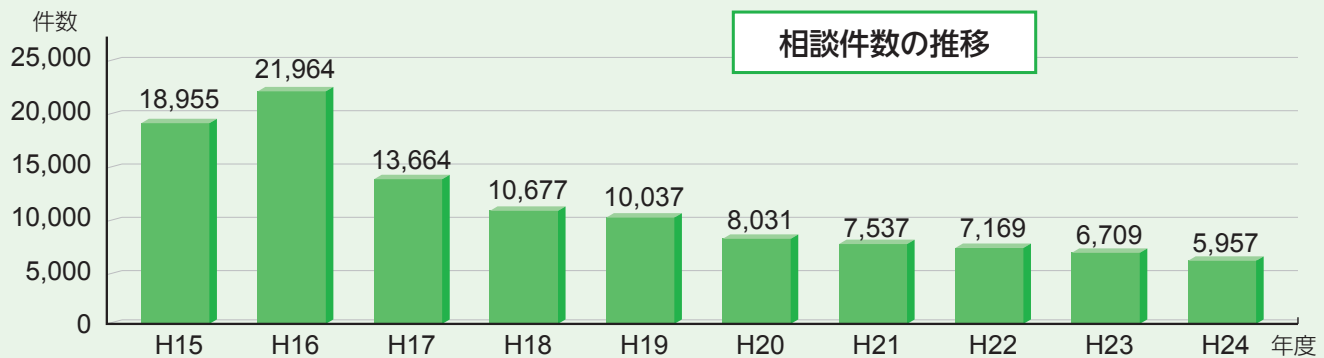
平成24年度 消費生活相談の概要

○相談件数は減少しているが、相談内容は多様化・複雑化の傾向

- 富山県消費生活センターに寄せられた平成24年度の相談件数は、5,957件(※)(対前年度比88.8%)でした。(※架空請求音声ガイダンス1,061件含む)
- 平成15、16年度に多発した、架空請求・不当請求が沈静化し、相談件数は減少傾向にありますが、注文した覚えのない健康食品の送りつけに関する相談や実体のよくわからない投資の相談など、相談内容は多様化・複雑化しています。また、アダルト情報・出会い系サイトの相談は依然として多く寄せられています。
- 年齢別では、「70歳以上」、「40歳代」、「60歳代」の順に相談が多くありました。職業別では、「給与生活者」が全体の約39.2%、「無職」が約31.6%等となっています。販売購入形態別にみると、「訪問販売」の相談が増加しました。

○金融に関する相談

- 相談件数は、347件でした(前年度比66.1%)。
- 相談内容では、「負債の整理方法」についての相談が最も多く、次いで、「取り立て」の順になりました。



商品・役務(サービス)別(件数の多いもの上位3位)

【商品】

①教養娯楽品(415件)

訪問販売で、新聞購読を強引に勧誘されたので解約したいという相談や、携帯電話の購入契約等に関する相談、電話で「仏像のカatalogが届いたら、高値で買い取るので譲って欲しい」と言われたが信用できるかという相談など。

②食料品(319件)

心当たりのない業者から突然、「以前注文された健康食品を届ける」と電話があり、「注文していない」と断ったにもかかわらず、強引に代金引換で送付するなどという健康食品の送りつけに関する相談が急増した。

③住居品(172件)

訪問販売で、高額な布団の購入を執拗に勧誘されたので解約したいという相談や、エアコン・冷蔵庫等の住居品の修理に関する相談など。



【役務(サービス)】

①運輸・通信サービス(1,080件)

インターネット関連(アダルト情報サイトや出会い系サイト)による不当請求・架空請求に関する相談や、電話勧誘で強引に契約させられた光回線の解約に関する相談など。

②金融・保険サービス(762件)

多重債務に陥った本人や家族からの債務整理の相談、投資(社債・未公開株等)に関する相談、生命保険の契約に関する相談など。

③他の役務(236件)

結婚相手紹介サービスに関する解約や信用性に関する相談、新聞・雑誌への広告掲載の強引な電話勧誘や契約・解約に関する相談、冠婚葬祭互助会の解約に関する相談など。



相談内容別(件数の多いもの上位3位)

1位 契約・解約に関する相談 (3,471件)	2位 販売方法に関する相談 (2,643件)	3位 価格・料金に関する相談 (1,849件)
----------------------------	---------------------------	----------------------------

販売購入形態別(件数の多いもの上位3位)

1位 店舗購入(1,385件)	2位 通信販売(1,298件)	3位 訪問販売(549件)
-----------------	-----------------	---------------

高齢者(65歳以上)の相談(1,275件)

注文した覚えのない健康食品を送付すると電話で言われ、「覚えがない」と言うと、「注文した記録が残っているので送付する」といった健康食品の送りつけに関する相談が最も多かった。また、シェールガス施設運用権などの権利や社債などを購入すれば高値で買い取るといった、怪しげな投資に関する相談なども寄せられた。

若者(29歳以下)の相談(481件)

パソコンや携帯電話を利用して、無料と思ってアダルトサイトを開いたところ、高額な登録料を請求され、画面が支払期限のカウントダウンになったなどの不当請求・架空請求の相談や、出会い系サイトで「メールで相談に乗るだけで高額な報酬が貰える」といった言葉を信じメールを続けた結果、高額な利用料を請求されたという相談が多かった。また、アパート退去時の原状回復、消費者金融関連の相談なども寄せられた。

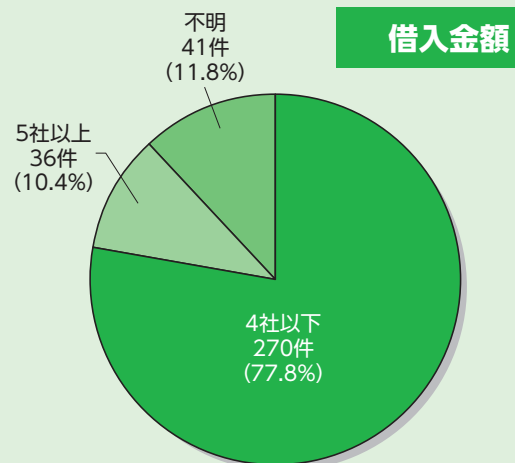
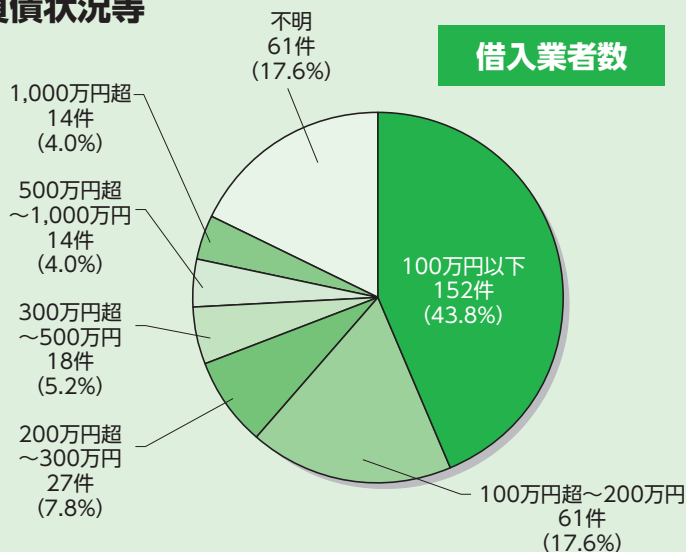
金融に関する相談について

債務者特性

- ◇性別では、「男性」が69.2%、「女性」が30.8%となっています。
- ◇職業別では、「給与生活者」が54.8%と最も多く、次いで「無職者」が27.1%、「自営業者」が9.2%となっています。



負債状況等



- ◇相談内容別では、「負債の整理方法」に関する相談が最も多く、全体の29.4%を占め、次いで「取り立て」17.6%、「業者への苦情」14.1%となっています。
- ◇借入金の使途別内訳では、「生活費」が22.8%、「遊興費」、「事業資金」がそれぞれ7.5%となっています。

上市町消費者グループ市姫会が ベスト消費者サポーター章を受賞しました!

平成25年度消費者支援功労者表彰等において、上市町消費者グループ市姫会(代表 細川幸子)がベスト消費者サポーター章を受賞しました。

ベスト消費者サポーター章とは、消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に功績のあった方々に対して、消費者庁長官から贈られるものです。

上市町消費者グループ市姫会は、くらしのアドバイザー事業への積極的な参加や、EMボカシ作り等環境問題への取り組みなどが評価されました。

おめでとうございます!



「とやま消費者トラブル防止川柳」を募集します!

優秀な作品には賞品もあるがいぜ～

富山弁を使ってね!!

県では、県民の皆さんが悪質商法などによる消費者トラブルにあわないよう、注意を呼びかける川柳を募集しています。

○募集内容 消費者トラブルにまつわる川柳で富山弁を使用したもの(1人3作品まで)。

○募集期間 平成25年7月1日(月)～平成25年8月9日(金)<当日必着>

○応募資格 富山県内に在住または通勤・通学されている方

ご応募にあたっては、①応募用紙を郵送、②はがき、③Eメールをご利用ください。

詳しくは、富山県県民生活課のホームページをご覧ください(6月下旬掲載予定)。

応募先
お問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県県民生活課「とやま消費者トラブル防止川柳」募集係

電話 076-444-3129 Eメール shouhisyasenryu@esp.pref.toyama.lg.jp



消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(富山市役所内)

..... ☎076-443-2047

高岡市 市民協働課 ☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー(エルパセオ内)] ☎0766-28-1141

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111(内334)

黒部市 市民環境課 ☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 ☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 ☎0766-67-1760(内735)

南砺市 住民生活課(井波庁舎) ... ☎0763-23-2035

射水市 生活安全課(大島庁舎) ... ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121(内29)

上市町 町民課 ☎076-472-1111(内103)

立山町 住民課 ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1100(内132)

朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100(内135)

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館新館5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時

消費者の安全・安心コーナーホームページURL <http://www.consumer-toyama.jp/>